

## 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示案について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費をいう。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5、第97条の3及び第172条の2に規定する所得区分に該当する等の要件を満たす、要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が対象とされており、食費及び居住費それぞれについて、基準費用額（食事の提供又は居住に要する平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）から負担限度額（平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を差し引いた額が支給される。
- 食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万9,000円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和7年の国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する老齢基礎年金（満額）（20～60歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。）が80万9,000円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

- 食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80万9,000円から82万6,500円に見直すこととする。

### 3. 根拠条項

- 介護保険法第51条の3第2項第1号及び第2号並びに第61条の3第2項第1号及び第2号
- 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項第1号及び第2号

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月上旬（予定）
- 施行期日：令和8年8月1日